

資本市場

INFORMATION

監査事務所等に係る「令和7年版モニタリングレポート」の公表

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長 井戸田 秀人

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的として、監査事務所等に対する検査・報告徴収等（モニタリング）を実施している。7月18日に公表した「令和7年版モニタリングレポート」では、審査会のモニタリング活動の状況と成果を中心に、監査事務所や被監査会社等に関する最新のデータや情報等について紹介している。

レポートのポイント

「Ⅰ. 監査業界の概観」

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。大手監査法人への監査業務の集中や公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合、金融機関監査及びIPO監査の状況等に関する情報のほか、改訂された「監査に関する品質管理基準」への対応状況について記載している。

「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」

モニタリング活動の状況のほか、直近5年間の検査における総合評価の監査事務所の規模別分布状況等を記載している。また、「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」の概要も紹介している。

「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」

モニタリング活動を通じて把握した監査事務所

の運営状況等について紹介しており、監査業務を実施・サポートする組織体制、監査事務所におけるAIを含むITの活用状況や品質管理のシステムの監視状況等についても記載している。また、会計監査人の異動状況について、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への異動件数が、過去3年間の減少傾向から転じて増加したことのほか、改訂後の「監査法人のガバナンス・コード」を踏まえた監査事務所の取組の状況を記載している。

「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」

近年、監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、日本公認会計士協会による上場会社等監査人登録制度の運用や上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所への支援・対応の状況について紹介しているほか、四半期報告書制度の廃止、有価証券報告書の株主総会前の提出要請などによる監査業務への影響等や、サステナビリティの開示及び保証に係る動向について記載している。

審査会は、監査の品質の維持・向上のため、幅広い層の方々に会計監査についての関心や意識を高めてもらうことが重要と考えており、このレポートがその一助になれば幸いである。



※「令和7年版モニタリングレポート」を掲載するWebサイトへの二次元コード